

瀬戸内海国立公園(広島県地域) 管理計画書

平成元年 3 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

目 次

第1. 基本方針	
1. 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
2. 広島県地域管理計画基本方針	1
3. 管理計画区の区分	2
*瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯	7
*瀬戸内海国立公園広島県地域指定及び計画の経緯	9
第2. 広島県西部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	10
(1) 概 要	10
(2) 管 理 方 針	12
2. 風致・景観の管理に関する事項	12
(1) 許可、届出等取扱方針	12
(2) 公園事業取扱方針	16
(3) 集団施設地区取扱方針	18
3. 地域の開発・整備に関する事項	19
(1) 地域の開発と利用のあり方について	19
(2) 一般公共事業との調整	19
第3. 広島県中央部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	20
(1) 概 要	20
(2) 管 理 方 針	22
2. 風致・景観の管理に関する事項	22
(1) 許可、届出等取扱方針	22
(2) 公園事業取扱方針	26
(3) 集団施設地区取扱方針	28
3. 地域の開発・整備に関する事項	29
(1) 地域の開発と利用のあり方について	29
(2) 一般公共事業との調整	30
第4. 広島県東部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	31
(1) 概 要	31

(2) 管理方針	33
2. 風致・景観の管理に関する事項	33
(1) 許可、届出等取扱方針	33
(2) 公園事業取扱方針	37
(3) 集団施設地区取扱方針	39
3. 地域の開発、整備に関する事項	40
(1) 地域の開発と利用のあり方について	40
(2) 一般公共事業との調整	40
第5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	
(1) 国有財産の管理	41
(2) 交付公債制度による民有地買上げ地の管理	42
(3) 公共公園事業施設の管理	42
第6. 利用者の指導に関する事項	
(1) 自然解説活動等	43
(2) ビジターセンター	43
(3) 利用者の誘導・規制	43
第7. 地域の美化・修景に関する事項	
(1) 美化清掃	44
(2) 修景緑化指針	44
第8. 各種団体の指導、育成に関する事項	
(1) 瀬戸内海国立公園等連絡会議	46
(2) 宮島を美しくする会	46
(3) 包ヶ浦野営場運営協議会	46
(4) 鞆地区国立公園整備促進協議会	46
第9. その他	48
[参 考 資 料]	
1. 保全対象	
2. 「特定地域における特定行為の認定」一覧	
3. 誘導標識、地区案内板等標準仕様	
4. 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項	
5. 修景緑化樹種一覧	
6. 関係法令等一覧	
7. 許認可申請書進達ルート	

第1. 基本方針

1. 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は62,839ha（昭和63年3月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散見する漁港、段々畑など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴、舟遊、展望等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢者化といった経済、社会環境の変化など、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。また近年は巨大な渡海橋の建設が相次ぐ一方、造船、金属といった重工業の不況は瀬戸内海沿岸各地に、過疎と疲弊を招いている。このような状況のなか、全国的にブームとなったリゾート開発は、地域活性化の切札として、瀬戸内海国立公園にも押し寄せてきている。したがって、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に管理計画を作成することとする。

2. 広島県地域管理計画基本方針

当管理計画は、この地域の特色、国立公園管理の実態及び課題をふまえ、風致・景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成するものであるが、特に次の点に留意して管理を行う。

(1) 自然海岸の維持

瀬戸内海全体でみても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況に鑑み、国立公園特に

特別地域地先の自然海岸は極力現状維持に努める。

(2) 多島海景観の維持

瀬戸内海の重要な景観のひとつである多島海景観を維持するため、また水源確保、防災上からも、特に島しょの尾根部分の植生は、極力現状を維持し保全を図る。

(3) 照葉樹林の保全

局部的にしかみられなくなった照葉樹林の保全を図る。

(4) 野生動物の生息環境の保全

ニホンジカ、ニホンザル、スナメリクジラ、ナメクジウオ等、環境の変化に影響を受けやすい野生動物の生息環境の保全を図る。

(5) 海域の汚染防止

国立公園内での各種行為が、海域の汚染防止に配慮しているかどうかをチェックし、必要な指導を行う。

(6) 松くい虫防除

風致景観上必要な場合は、伐倒駆除、薬剤地上散布等を積極的に行うものとする。なお、薬剤空中散布については人が集中するところ、鳥獣に影響が考えられるところ等では、行わないものとする。

(7) 利用形態と施設整備

展望、舟遊、海水浴、野外レクリエーションなどを公園利用の柱とし、園地、野営場、歩道、ビジターセンター等自然とのふれあいを目的とした施設の整備とその利用を図る。

(8) 住民生活との調整

地域住民の生活に不可欠な行為や地場産業の振興については、取扱いに配慮する。

3. 管理計画区の区分

広島県地域を自然環境及び社会環境の特色から、次の三つの管理計画区に区分する。

(1) 広島県西部管理計画区

宮島、極楽寺山等広島湾をとりまく地域で、広島農林事務所が管轄する次の5市町を対象とする。

広島市、大竹市、廿日市市、宮島町、沖美町

(2) 広島県中央部管理計画区

呉線沿線とその南の芸予諸島の地域で、呉農林事務所が管轄する次の10市町を対象とする。

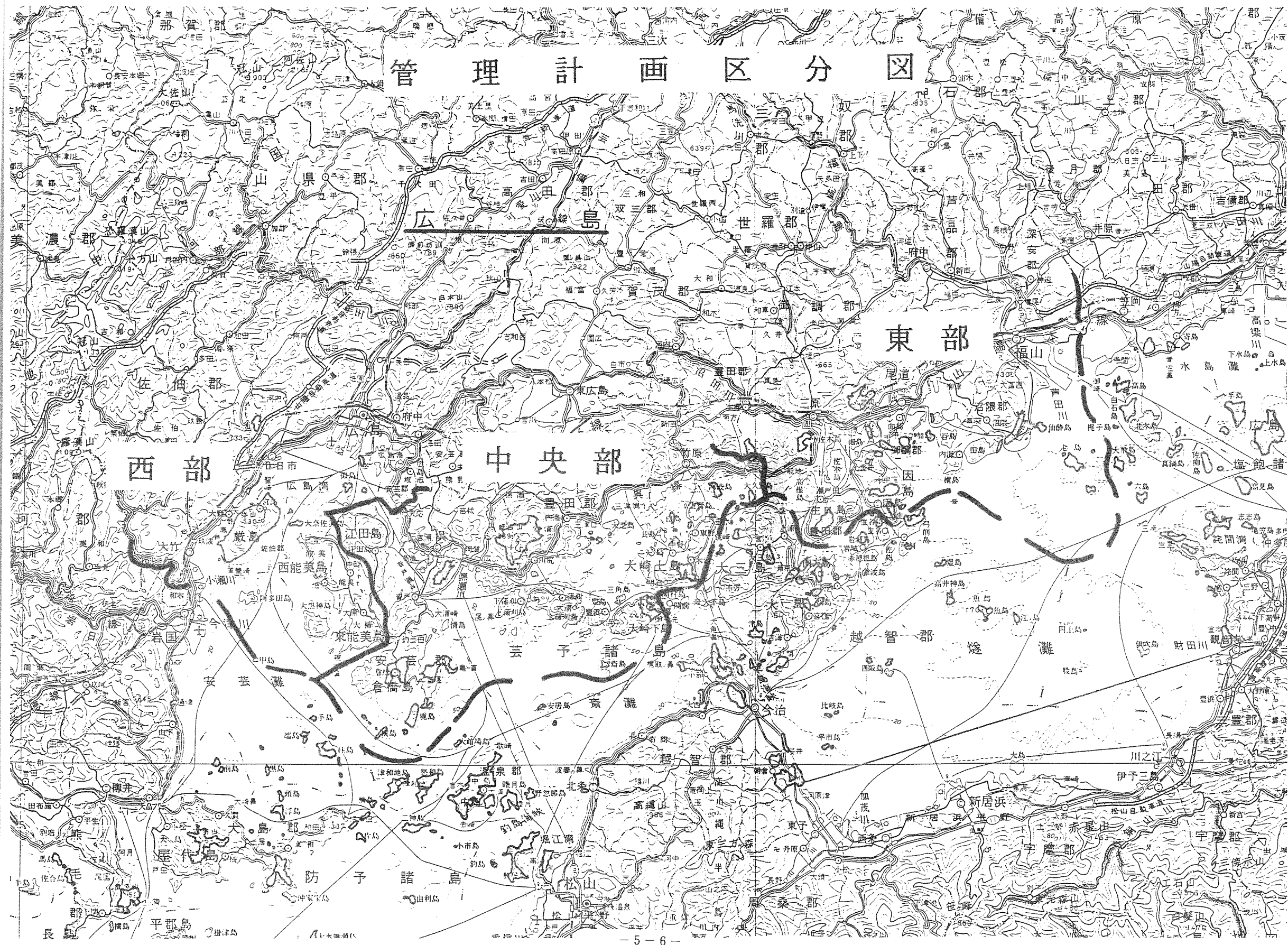
呉市、竹原市、倉橋町、安芸津町、安浦町、川尻町、豊町、大崎町、東野町、木江町

(3) 広島県東部管理計画区

本四架橋尾道・今治ルート周辺及び鞆の浦を含んだ地域で、尾道・福山両農林事務所が管轄する次の8市町を対象とする。

三原市，尾道市，因島市，福山市，瀬戸田町，向島町，内海町，沼隈町

管理計画区分図



瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯

1. 公園区域（主要な指定，変更）

*昭和9年3月16日 内務省告示第135号 第1次指定

岡山県牛窓・香川県小豆島から広島県鞆の浦・香川県三崎までの備讃瀬戸周辺（陸域・海域）の指定

*昭和25年5月18日 厚生省告示第145号 第2次指定

淡路島周辺から周防灘・姫島に至る陸域主要部の追加指定（加太・友が島，淡路島，鳴門，室津，家島，鹿久居島，楡加山，象頭山，波止浜，桜井海岸，大三島，大久野島，大崎諸島，野呂山，倉橋島，巖島，屋代島，皇座山，室津，笠戸島，姫島等）

*昭和31年5月1日 厚生省告示第104号 第3次指定

六甲山，汐鳴山，慶野松原，赤穂御崎，白鳥松原，銚子溪，金甲山，魚島，布刈瀬戸，因島，鼻栗瀬戸，船折瀬戸，防予諸島，国東半島，関門海峡周辺等の陸域及び紀淡海峡，明石海峡，鳴門海峡・東讃岐海岸，備讃瀬戸周辺から伊予灘・周防灘，関門海峡等の海域の追加指定

*昭和31年5月1日 厚生省告示第105号

高崎山の阿蘇国立公園からの編入

*昭和46年4月12日 厚生省告示第97号

六甲地域の一部の解除

2. 公園計画（主要なもの）

*昭和11年12月26日 内務省告示第689号

瀬戸内海国立公園最初の公園計画決定

屋島山上線道路（車道）及び下津井港埠頭

*昭和13年12月17日 厚生省告示第167号

特別地域及び制限緩和地区の指定

*昭和15年1月11日 厚生省告示第5号

道路（車道）10路線及び埠頭棧橋18か所

*昭和26年5月8日 厚生省告示第81号

昭和9年指定区域の公園計画（特別保護地区を除く。）

王子岳，下津井，仙酔島，屋島，寒霞溪各集団施設地区

園地20か所，宿舎3か所，野営場5か所，水泳場11か所，道路（車道）1路線，道路（歩道）

23路線

*昭和29年2月18日 厚生省告示第41号

由良友が島，包ヶ浦各集団施設地区

宇野港，笠岡港，鷲羽山大浜港及び高松港の船舶運送施設等

*昭和31年6月15日 厚生省告示第150号

波止浜集団施設地区

*昭和32年2月18日 厚生省告示第341-344号

第3次指定までの公園区域全体にわたる公園計画

特別地域の指定

生島，宮島各特別保護地区

東六甲，六甲，摩耶，出崎，野呂山，姫原，象頭山，鳴門各集団施設地区の設定，王子岳集
施設地区の王子ヶ岳渋川集団施設地区への変更

園地140か所，広場30か所，宿舎26か所，舟遊場12か所，棧橋15か所，水泳場35か所，野営場
3か所，ゴルフ場4か所，水族館2か所，植物園1か所，公衆浴場1か所，乗馬施設1か所，道
（車道）55路線，道路（歩道）116路線，係留施設9か所

*昭和35年11月14日 厚生省告示第330-333号

大久野島集団施設地区

*昭和35年12月17日 厚生省告示第337，340，341号

南淡路国民休暇村集団施設地区

*昭和38年3月9日 厚生省告示第97，99，100号

由良・友が島集団施設地区を由良集団施設地区及び加太友が島集団施設地区に変更

*昭和40年3月19日 厚生省告示第128，130，132号

東予集団施設地区

*昭和43年8月23日 厚生省告示第355号

五色台集団施設地区

*昭和46年4月12日 厚生省告示第99号

東六甲，六甲，摩耶各集団施設地区廃止

*昭和59年6月15日 環境庁告示第36号

六甲地域の公園計画再検討による公園計画変更

*昭和59年9月20日 環境庁告示第42号

大分県地域の公園計画再検討による公園計画変更

*昭和61年9月11日 環境庁告示第31号

淡路地域の公園計画再検討による公園計画変更

*昭和62年11月24日 環境庁告示第67-71号

広島県地域の公園計画再検討による公園計画変更

瀬戸内海国立公園広島県地域指定及び計画の経緯

1. 公園区域

昭和9年3月16日	区域指定	内務省告示第135号
昭和25年5月18日	区域変更(拡大)	厚生省告示第145号
昭和31年5月1日	区域変更(拡大)	厚生省告示第104号

2. 保護計画

昭和13年12月17日	特別地域指定	厚生省告示第167号
昭和32年10月23日	特別地域指定(地種区分決定)	厚生省告示第343号
昭和32年10月23日	特別保護地区指定	厚生省告示第344号
昭和62年11月24日	計画再検討による変更	環境庁告示第67-71号

3. 利用計画

昭和15年1月11日		厚生省告示第5号
(以後逐次追加)		
昭和62年11月24日	計画再検討による変更	環境庁告示第67-71号

第2. 広島県西部管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概 要

ア. 地形・地質

当管理計画区は、極楽寺山と広島湾周辺の島しょ部からなっている。極楽寺山は、山頂付近に礫層をもった花崗岩の地塁山地で、地形区分の上から中位の吉備高原面に属し、南東側山麓を通る大規模な断層崖下からは低位にある瀬戸内面の起伏が広がっている。宇品島は、大部分が花崗岩で海蝕崖と海蝕洞に富んでいる。宮島は地塁山地が沈水したもので、全島が黒雲母花崗岩からできており、海蝕崖、海蝕洞を有している。

イ. 動・植物

宮島の弥山頂上付近と、北側斜面は、我が国の代表的な暖帯標準林で、主としてクス、ウラジロガンシ林、クロバイ林、モミ林、アカマツ林、クロマツ林からなり、ウラジロガンが頂上付近に、ツガが尾根筋に、モミが山麓の谷にそれぞれ多く生育しているほか、原始的な被子植物のヤマグルマとマツブサを交えている。その他、極楽寺山にアカガシ・ハイノキ林やアオガシ・ウラジロガシ・サカキ林が、宇品島にクス・ヤブツバキ林やシイ・クロキ林がみられる。

哺乳類ではニホンジカが宮島の市街を中心に推定約600頭生息し、またニホンザル等が生息している。鳥類では、宮島の常緑樹林を渡り鳥が足場になったり、サギ類が繁殖地になっているほか、ヤマガラ、コゲラ、メジロ等の留鳥が生息地になっている。

ウ. 人 文

極楽寺は、天平3年(731)行基によって開かれたと伝えられている。その後永禄5年(1562)毛利元就の寄進によって本堂が造営された。当本堂は、古い構架式を保存しており、唐様式の建築で、県の重要文化財に指定されている。宮島の厳島神社は、大和時代の創建といわれ、平安時代に平家一門の尊崇を集め、海の寝殿造りの構想で大々的に造営された。その後火災等により再建されたが、原型を忠実に保ち国の特別史跡に指定されている。

エ. 土地所有別面積 (S63. 4. 1 現在)

(単位ha)

市 町	国有地	公有地	私有地	合 計
広 島 市	79	—	62	141
大 竹 市	—	—	3	3
廿 日 市 市	—	56	45	101
宮 島 町	2,880	80	60	3,020
沖 美 町	—	—	76	76
合 計	2,959	136	246	3,341

オ. 公園計画

(ア) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市 町	特 別 地 域				普通地域	合 計
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
広 島 市	—	4	137	—	—	141
大 竹 市	—	3	—	—	—	3
廿 日 市 市	—	—	101	—	—	101
宮 島 町	203	1,281	880	656	—	3,020
沖 美 町	—	6	—	—	70	76
合 計	203	1,294	1,118	656	70	3,341

(イ) 利用計画及び公園事業執行状況

(S63. 4. 1 現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
包ヶ浦集団施設地区	園地(2), 野営場(1), 係留施設(1)
単 独 施 設	
宿 舎	杉の浦, 宮島(13), 大元, 絵の島
園 地	蛇の池(2), 大元公園(1), 紅葉谷公園(1), 弥山山頂(1), 獅子岩, 大砂利
野 営 場	蛇の池
水 泳 場	入浜, 大砂利, 絵の島
給 水 施 設	宮島(1)
汚物処理施設	江ノ浦(1)
博 物 館	宮島
水 族 館	大元(1)
運 動 場	多々良
舟 遊 場	絵の島
道 路	
車 道	極楽寺登山線, 宮島公園線(1)
歩 道	中国自然歩道線, 極楽寺山登山線, 大元谷弥山線(1), 紅葉谷包ヶ浦線(1), 紅葉谷弥山線(1), 大聖院獅子岩線多々良青海苔浦線, 大砂利多々良周廻線
運 輸 施 設	
係 留 施 設	宮島(2), 絵の島
索 道	宮島ロープウェイ線(1)

(2) 管理方針

極楽寺山は、広島市民の憩の森として広く親しまれているので、今後とも利用計画にそった施設整備を行う。またそれ以外の開発は極力排除する。

宮島は厳島神社を中心に多くの利用者が訪れるが、その利用地域は限られたものとなっているので、自然探勝やハイキングといった利用形態の促進を図る。また、今後とも利用拠点での施設整備を図る一方、現在の自然景観を極力保護する。なお、全島特別地域という事情に鑑み、住民の生活環境の改善・整備には十分配慮する。

その他の地域では、公園計画に沿った管理を行う。

2. 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）及びこれによらないことができる別記「特定地域における特定行為の認定」一覧（P53）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物	
(1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないように以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア. 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ. 屋根の色彩 こげ茶色、黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。 ウ. 壁面の色彩 茶系統もしくはグレー系、ベージュ系統色とする。 ② 修景緑化 第7一(2)修景緑化指針による。
(2) 道路	主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないように、次のとおり取扱うものとする。 ① 法面等の処理

行為の種類	取扱方針
<p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ</p>	<p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお、緑化植物については第7-②修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又はそれに模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理</p> <p>工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p> <p>新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱</p> <p>ア. 色彩</p> <p>建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上とする。なお、宮島については黒色とする。</p> <p>イ. 共架</p> <p>原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>ウ. 地下埋設</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>地は茶系色，文字は白色を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>② 誘導標識・地区案内板</p> <p>ア．表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は，極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下，合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。</p> <p>イ．高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ．色彩 誘導標識の地色はこげ茶色，文字は白を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光，点滅を伴わず白色系の光とする。</p> <p>オ．標準仕様 地区案内板，道標及び誘導標識については，別途仕様の定められている歩道等にかかるものを除き，別記仕様（P57）を標準とする。</p> <p>③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積，高さ，色彩，照明については，①，②に準ずるものとし，風致上支障のないよう配慮する。 また，道路沿に乱立する営業用ののぼり，簡易看板等を排除する。</p>
4. 水面の埋立	<p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は，瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため，適正な保護を図るため，水面の埋立については，次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域地先水面の埋立</p> <p>ア．原則的に許可しないものとする。ただし，次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(ア) 地域住民の生活上必要なもの及び農業，漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(イ) 既に人工海岸，半自然海岸になっていて，その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>(ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ. 予め十分な環境影響調査を実施する。</p> <p>ウ. 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」（P59）のとおりとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
1. 宿 舎	<p>① 基本方針</p> <p>宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア. 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込みのあるもの。</p> <p>イ. 通年営業を行なうもの。</p> <p>ウ. 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>エ. 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>② 位置</p> <p>急傾斜地での落石、土砂崩れ等がないよう十分考慮した位置とする。</p> <p>③ 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で陸屋根になる場合はパラベットを設ける。なお現在勾配屋根でない建築物については、改築等に際し勾配屋根にするかパラベットの設置を指導する。</p> <p>④ 色彩</p> <p>屋根あるいはパラベットについては、こげ茶色か黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。外壁については、茶色系またはグレー系、ベージュ系等自然と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>⑤ 修景緑化</p> <p>第7-(2)修景緑化指針による。</p>
(1) 宮島宿舎	施設の規模は、高さ20m以下とする。(高さは建築基準法の算定による)
(2) 杉の浦宿舎	いずれも事業執行している施設はない。公園計画にそった整備が行われ

事業の種類	取 扱 方 針
(3) 大元宿舎 (4) 絵の島宿舎	るよう関係機関と調整を図っていく。なお施設の規模については、風致景観に与える影響が少なく、かつ、利用上適正な規模とする。
2. 園 地 (1) 蛇の池園地 (2) 大元公園園地 (3) 紅葉谷公園園地 (4) 弥山山頂園地 (5) 獅子岩園地 (6) 大砂利園地	<p>① 基本方針</p> <p>海浜、樹林地、展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。</p> <p>自然を理解させ、利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等を適切に配置する。</p> <p>施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止をPRして、ゴミの持ち帰り運動を推進する。</p> <p>また、園路、広場等の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施する。</p>
3. 野営場 蛇の池野営場	<p>基本方針</p> <p>広島市の近郊にある当野営場は、広島市民の手頃な野外活動の場として整備する。山頂付近にある蛇の池は、瀬戸内海国立公園では数少ない池沼景観を呈するところであり、保全を図っていく必要があるため、施設整備では汚雑排水が池に流入しないようにするとともに、現存する樹木をできるだけ残し森林景観の保全を図る。</p>
4. 道 路（車道） (1) 極楽寺登山線 (2) 宮島公園線	<p>主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないよう、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法砕工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えない。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊</p>

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又は自然石に模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土</p> <p>残土は、原則として国立公園区域外に搬出する。なお、宮島においては、極力残土が生じないように計画するものとするが、やむをえず生じた場合は、風致上の支障がないよう処分には十分注意する。</p> <p>⑥ 跡地整理</p> <p>工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p>

(3) 集団施設地区取扱方針

包ヶ浦集団施設地区

ア. 事業執行概要

地割及び基盤施設	事業名	事業執行者	執行内容
第1野営施設区	包ヶ浦野営場	環境庁直轄	
第2野営施設区	包ヶ浦野営場	宮島町	団体用ケビン
第3野営施設区	包ヶ浦野営場	宮島町	団体用及び家族用ケビン
休養園地区	包ヶ浦園地	広島県・宮島町	園地、休憩所、海水浴施設等
公共施設区	包ヶ浦係留施設	宮島町	栈橋、待合所等
運動施設区	包ヶ浦運動場	宮島町	テニスコート6面
道 路			
給 水 施 設			
下 水 道 施 設			

イ. 取扱方針

当集団施設地区は、全域国有地（環境庁所管地）か公有地（宮島町有地）であり、施設のはほとんどは環境庁直轄施設または公園事業施設である。長い海岸線と豊かな自然に恵まれた当地区は、海水浴、自然探勝、野営、舟遊などの野外レクリエーションのための施設整備を主体としており、今後ともこの趣旨に基づき、原則的に公園事業施設以外のものは排除する。また、施設整備にあたっては、現存する樹木及び池の周辺に自生する塩生植物の保護に十分留意する。

3. 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地域の開発と利用のあり方について

当管理計画区の開発と整備にあたっては、自然環境との調和を図っていくことはもちろんであるが、特に次の事項について留意していくものとする。

ア. 宮島

- (ア) 多々良瀧、弥山、大砂利を結ぶ線から西側については、自然環境の保全を優先させ新たな開発は抑制し、徒歩利用程度にとどめる。
- (イ) 今後とも厳島神社観光を中心とした利用形態が予想されるが、宮島の優れた自然環境の中での自然探勝や、登山、ハイキングといった野外レクリエーション利用の増進を図る。
- (ウ) 島内各地で見られるシカの中には、ゴミ箱をあさったり、観光客にエサをねだったりするものもあり、必ずしもシカと利用者が適切な関係にあるとは言い難い。したがって宮島のシカの調査、研究等を行うシカ保護センターの設置を検討するとともに、ゴミ処理の問題、餌付けの問題もあわせて検討する。
- (エ) 地域住民の生活環境の改善について、必要な施設の整備にあたっては、自然環境との調和が図れる範囲で検討する。また、町による住宅地の造成が見込まれている杉の浦地区の取扱いは、平坦部が少ないうえ全町特別地域である同島の特殊性に鑑み、必要性や自然環境に与える影響を十分考慮したうえ「特定地域における特定行為の認定」も含め検討する。

イ. 絵の島

全島第1種特別地域であり原則的に公園事業施設以外は排除するものとし、国立公園にふさわしい形態の施設整備が行なわれるよう指導する。特に宮島弥山からの眺望の支障とならないよう、施設の規模、配置には十分注意する。

(2) 一般公共事業との調整

前年度中に行われる公共事業の事前調整でその概要を把握し、特に調整の必要があると考えられるものについては、出来るだけ早い時期より関係機関との調整を図る。

その他、年度途中において計画される事業にあっても、できるだけ早い時期に調整が図られるよう関係機関を指導する。

第3. 広島県中央部管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概要

ア. 地形・地質

当管理計画区は、休山、野呂山、黒滝山といった呉線沿線の本土側展望地と倉橋島、大崎上島、下島の一部、鹿島、阿波島、大久野島等の芸予諸島西部域からなっている。特色のある地区をみると、倉橋島南方の横島は広島県地域では大崎下島南方の齋島とともに領家花崗岩からなっている。野呂山は、隆起準平原の山塊で芸南の最高峰をなし、地質は山上が流紋岩、山麓が花崗岩からできており、岩海を有している。休山は地塁で、花崗岩に花崗斑岩の音戸岩脈が貫入した山地である。

イ. 動・植物

特筆すべきものは、野呂山の山腹に広くアカマツ林が生育しているほか、これらの中にコナラ林が、各所にある岩礫荒地に低木群落が、大小の池沼にジュンサイ群落等がある。

動物では、野呂山に野生のニホンジカが生息しているほか、スナメリクジラが阿波島付近の海面を回遊海面としている。また、大崎下島、上蒲刈島等の近海はアビの群遊海面として、鳥付漕釣漁法のタイ漁に関わっている。その他、ギフチョウが野呂山に生息している。

ウ. 人文

倉橋島本浦は万葉の遺跡であり、清盛塚のある音戸瀬戸、朝鮮使節来泊の蒲刈三の瀬、また大崎下島の御手洗など、古来瀬戸内航路の要衝として史跡に富む。

エ. 土地所有別面積 (S63. 4. 1 現在)

(単位ha)

市 町	国有地	公有地	私有地	合 計
呉 市	392	5	441	838
竹 原 市	72	17	107	196
倉 橋 町	49	100	1,239	1,388
安 芸 津 町	—	—	8	8
安 浦 町	260	188	498	946
川 尻 町	72	512	61	645
豊 町	—	4	399	403
大 崎 町	—	8	204	212
東 野 町	—	—	138	138
木 江 町	—	18	259	277
合 計	845	852	3,354	5,051

オ. 公園計画

(ア) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市 町	特 別 地 域				普通地域	合 計
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
呉 市	—	—	339	—	449	838
竹 原 市	—	—	196	—	—	196
倉 橋 町	—	3	639	—	746	1,388
安 芸 津 町	—	—	8	—	—	8
安 浦 町	—	—	66	303	577	946
川 尻 町	—	—	—	645	—	645
豊 町	—	—	35	—	368	403
大 崎 町	—	2	86	—	124	212
東 野 町	—	9	37	—	92	138
木 江 町	—	—	47	—	230	277
合 計	—	14	1,453	948	2,636	5,051

(イ) 利用計画及び公園事業執行状況 (S63. 4. 1 現在 カッコ内は執行件数)

利用計画	事業名及び執行件数
大 久 野 島 集団施設地区	宿舎(1), 園地(2), 野営場(1), 水泳場(1), 舟遊場(1), 運動場(1)
野 呂 山 集団施設地区	宿舎(1), 園地(2), 野営場(2), 休憩所(2), 給水施設(1)
単 独 施 設	
宿 舎	中ノ鼻(1)
園 地	休山(1), 三津峰山, 黒滝山, 阿波島, 火山, 神峰山(1), 一峰寺山
水 泳 場	阿波島, 桂が浜
道 路	
車 道	中畑警固屋線(1), 川尻十文字線, 神峰山線(1)
歩 道	中国自然歩道線, 和庄先尾城線, 冠崎坪の内線, 黒滝白滝登山線, 火山登山線, 仁方十文字線, 野呂山登山線(1), 一峰寺登山線, 神峰山登山線, 木江 観音山登山線
運 輸 施 設	
係 留 施 設	阿波島

(2) 管理方針

休山、黒滝山、火山といった展望地は、瀬戸内海の重要な景観の一つである多島海景観の展望地として整備を図る。通景線の伐開は、風致上の支障のない範囲内で積極的に行なう。野呂山は展望地の他に野外レクリエーションの拠点として、今後とも公園計画にそった施設の整備を図る。また、これらの山々は海からの景観上重要でもあるので、山の斜面、稜線上での大規模な開発は極力抑制する。

一方多島海景観を構成する島しょ部も、極力尾根部分の開発を抑制する。安芸なだ架橋については、その位置や形態を十分検討する。佐組島の採石については、操業実態不変の譲渡を除き、新規の参入を認めず、将来は終掘させる方向で引き続き指導を行う。

2. 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないように以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア. 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ. 屋根の色彩 こげ茶色、黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。 ウ. 壁面の色彩 茶系統もしくはグレー系、ベージュ系統色とする。 ② 修景緑化 第7-(2)修景緑化指針による。
(2) 道路	主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないように、次のとおり取扱うものとする。 ① 法面等の処理

行為の種類	取 扱 方 針
(2) 道 路	<p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお、緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又はそれに模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理</p> <p>工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ	<p>新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱</p> <p>ア. 色彩</p> <p>建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上とする。</p> <p>イ. 共架</p> <p>原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>ウ. 地下埋設</p>

行為の種類	取 扱 方 針
<p>(3) 電柱, 鉄塔, アンテナ</p> <p>(4) 砂防・治山施設</p> <p>(5) 海岸保全施設 防波堤等</p>	<p>景観保護上重要な場所の新設については地下埋設を行う。</p> <p>エ. 広告物 営業広告物は認めない。</p> <p>② 鉄塔, アンテナ 新設の場合灰色又はこげ茶色を原則とする。航空障害対策は、極力塗色ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。</p> <p>新設の場合は、事前にその必要性、景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>事前に必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行い風致上の支障の軽減を図る。</p>
<p>2. 木竹の伐採</p>	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、別記保全対象（P50）周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。</p>
<p>3. 土石の採取 (佐組島)</p>	<p>公園区域内の採石は、風致の保護上好ましいものではないので、以下のとおり取扱う。</p> <p>① 操業実態不変の譲渡を除き新規業者には許可しない。</p> <p>② 従来からの継続行為についてのみ、3年を限度とし更新の手続きを行う。</p> <p>③ 採取に当たっては採取量等を必要最小限にとどめ、主たる山稜線を分断しない。</p> <p>④ 採取地周辺はクロマツ等により緑化する。</p> <p>⑤ 採取業者に対し、国立公園の意義について認識を深めるよう指導する。</p> <p>⑥ 近い将来、終掘させる方向で指導する。</p>
<p>4. 広告物の設置</p>	<p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して違</p>

行為の種類	取 扱 方 針
4. 広告物の設置	<p>反野立広告物の追放を図るほか、営業表示、誘導標識等の取扱いを以下のとおりとする。</p> <p>① 施設敷地内において施設名、営業内容等を表示する広告物</p> <p>ア. 表示面積 2㎡以内とする。</p> <p>イ. 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ. 色彩 地は茶系色、文字は白色を基調とする。</p> <p>エ. 照明 広告物に照明を使う場合、動光点滅を伴うことのない白色系の光とする。</p> <p>② 誘導標識・地区案内板</p> <p>ア. 表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下、合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。</p> <p>イ. 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ. 色彩 誘導標識の地色はこげ茶色、文字は白を基調とする。</p> <p>エ. 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴わず白色系の光とする。</p> <p>オ. 標準仕様 地区案内板、道標及び誘導標識については、別途仕様の定められている歩道等にかかるものを除き、別記仕様（P57）を標準とする。</p> <p>③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積、高さ、色彩、照明については、①、②に準ずるものとし、風致上支障のないよう配慮する。 また、道路沿に乱立する営業用ののぼり、簡易看板等を排除する。</p>
5. 水面の埋立	海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水

行為の種類	取 扱 方 針
5. 水面の埋立	<p>面の埋立については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域地先水面の埋立</p> <p>ア. 原則的に許可しないものとする。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(ア) 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(イ) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>(ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ. 予め十分な環境影響調査を実施する。</p> <p>ウ. 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」（P59）のとおりとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
1. 宿 舎 中ノ鼻宿舎	<p>① 基本方針</p> <p>宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア. 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込みのあるもの。</p> <p>イ. 通年営業を行なうもの。</p> <p>ウ. 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>エ. 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>② 位置</p> <p>急傾斜地での落石、土砂崩れ等がないよう十分考慮した位置とする。</p> <p>③ 規模</p> <p>施設の規模については風致景観に与える影響が少なく、かつ利用上適正な規模とする。</p> <p>④ 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で</p>

事業の種類	取 扱 方 針
1. 宿 舎 中ノ鼻宿舎	<p>陸屋根になる場合はパラペットを設ける。なお現在勾配屋根でない建築物については、改築等に際し勾配屋根にするかパラペットの設置を指導する。</p> <p>⑤ 色彩 屋根あるいはパラペットについては、こげ茶色か黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。外壁については、茶色系またはグレイ系、ベージュ系等自然と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>⑥ 修景緑化 第7-(2)修景緑化指針による。</p>
2. 園 地 (1) 休山園地 (2) 三津峰山園地 (3) 黒滝山園地 (4) 阿波島園地 (5) 火山園地 (6) 神峰山園地 (7) 一峰寺山園地	<p>① 基本方針 海浜、樹林地、展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 自然を理解させ、利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等を適切に配置する。 施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止をPRして、ゴミの持ち帰り運動を推進する。 また、園路、広場等の草刈り、園地内の清掃等を定期的を実施する。</p>
3. 道 路(車道) (1) 中畑警固屋線 (2) 川尻十文字線 (3) 神峰山線	<p>主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないよう、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理 擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えない。</p>

事業の種類	取 扱 方 針
3. 道 路 (車道)	通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。
(1) 中畑警固屋線	なお緑化植物については第7-(2) 修景緑化指針による。
(2) 川尻十文字線	
(3) 神峰山線	③ 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。
	④ 落石防護柵 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。
	⑤ 擁壁 主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又は自然石に模したブロックを使用する。
	⑥ 残土 残土は、極力生じないよう計画するものとするが、やむを得ず生じる場合は、原則として国立公園区域外に搬出する。
	⑦ 跡地整理 工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。

(3) 集団施設地区取扱方針

ア. 野呂山集団施設地区

(ア) 事業執行概要

地割及び基盤施設	事業名	事業執行者	執行内容
宿泊施設区	野呂山宿舎	川尻町	国民宿舎
野営施設区	野呂山野営場	広島県・川尻町	キャンプ場
休養園地区	野呂山園地	広島県・川尻町	園地、休憩所等
第1公共施設区	野呂山休憩所	呉市・個人	レストハウス
第2公共施設区	野呂山園地	広島県	駐車場
道 路			
給水施設	野呂山給水施設	川尻町	給水施設

(イ) 取扱方針

当集団施設地区は、瀬戸内海の展望地として、また野外レクリエーションの場として整備を図る。一部私有地を含んでいるものの、大部分は国、公有地であるので、今後とも公園計画にそった施設整備を進める。なお、休養園地区内にある池は農業用人工池ではあるが、集団施設地区の利用促進のため保全活用を図る。

イ. 大久野島集団施設地区

(ア) 事業執行概要

地割及び基盤施設	事業名	事業執行者	執行内容
宿泊施設区	大久野島宿舎	国民休暇村	宿舎
野営施設区	大久野島野営場	環境庁直轄	キャンプ場
自然探勝区	大久野島園地	環境庁直轄	歩道、休憩所等
第1休養園地区	大久野島園地	環境庁直轄	広場
	大久野島水泳場	国民休暇村	プール
第2休養園地区	大久野島園地	環境庁直轄	
運動施設区	大久野島運動場	国民休暇村	テニスコート
第1水辺利用区	大久野島水泳場	国民休暇村	海水浴場
	大久野島園地	竹原市	園地等
第2水辺利用区	大久野島園地	環境庁直轄	園地等
給水施設	大久野島給水施設	環境庁直轄	給水施設

(イ) 取扱方針

当集団施設地区は、全域国有地（環境庁所管地）であり、施設のほとんどは環境庁直轄施設か、（財）国民休暇村協会が執行する公園事業施設である。島という環境にはあるものの到達性は良好であり、長期滞在型のレクリエーションや自然とのふれあいの場として公園計画にそった施設整備を図る。

3. 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地域開発と利用のあり方について

各種リゾート開発との調整

当管理計画区の中でも、島しょ部を含む海域部分の公園区域は、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）にかかる特定地域と重複している。国立公園特別地域内に重点整備地区は予定されていないものの、様々な種類の海洋リゾート施設が海面普通地域にかかってくるのが予想される。

従来からの利用形態である舟遊，展望，釣り，海水浴といったものに加えてマリンスポーツ，野外レクリエーションといった利用形態の増加が予想され，滞在拠点の整備の必要性は認められる。しかしながら，本来良好な自然環境があってこそリゾートは成立すると考えられるので，自然環境の保全に留意し，国立公園の利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け，公園計画，審査指針及び当該管理計画の範囲で，これらの開発整備と調整を図る。

(2) 一般公共事業との調整

一般公共事業については，前年度中に行なわれる公共事業の事前調整でその概要を把握し，特に必要があると考えられるものは，できるだけ早い時期より関係機関との調整を図る。

その他，年度途中において計画される事業にあっても，できるだけ早い時期に調整が図られるよう関係機関を指導する。

なお，安芸なだ架橋の取扱いについては，今後とも公園利用形態や自然環境及び風致景観に与える影響を検討し，慎重に対応する。

第4. 広島東部管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概要

ア. 地形・地質

当該計画区は、本四架橋尾道・今治ルート沿いの向島、因島、生口島といった島しょ部と、筆影山、鳴滝山といった本土側展望地、そして鞆の浦周辺等からなっている。特色のある地区をみると仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で断層、海蝕洞、溶岩、凝灰岩が多くみられる。阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、因島南部にかけこの断層による断崖をなす。因島東部と生口島中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層が、ルーフ状にのっている。鳴滝山は南北に長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。

イ. 動・植物

本来カン類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等によりアカマツ、クロマツを主体とする二次林として生育している。近年は松くい虫による松枯れがひどく場所によってはマツ林が後退している地域もある。

特色ある動物は、原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。

ウ. 人文

福山市鞆は万葉以来の港である。尾道は浄土寺・西国寺などの名刹があり、中世港町の景観を今に伝えている。因島は村上水軍の根拠地でその城趾が多い。阿伏兎観音は1570年毛利輝元創建で、鞆の対潮楼（福禅寺）は近世朝鮮使節の宿泊所であった。

エ. 土地所有別面積（S63. 4. 1現在）

（単位ha）

市 町	国有地	公有地	私有地	合 計
三 原 市	—	4	428	432
尾 道 市	—	—	126	126
因 島 市	11	69	415	495
福 山 市	108	60	324	492
瀬 戸 田 町	—	2	380	382
向 島 町	—	5	224	229
内 海 町	—	—	10	10
沼 隈 町	20	18	85	123
合 計	139	158	1,992	2,289

オ. 公園計画

(7) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市 町	特 別 地 域				普通地域	合 計
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
三 原 市	—	—	432	—	—	432
尾 道 市	—	—	126	—	—	126
因 島 市	—	—	495	—	—	495
福 山 市	—	15	251	—	226	492
瀬 戸 田 町	—	2	200	—	180	382
向 島 町	—	—	211	18	—	229
内 海 町	—	—	10	—	—	10
沼 隈 町	—	—	123	—	—	123
合 計	—	17	1,848	18	406	2,289

(イ) 利用計画及び公園事業執行状況 (S63. 4. 1 現在 カッコ内は執行件数)

利用計画	事業名及び執行件数
仙酔島集団施設地区	宿舎(2), 園地(1), 給水施設(1), 係留施設(1)
単 独 施 設	
宿 舎	因島公園(1), 高見山(1), 観音崎
園 地	鉢ヶ峰, 筆影山山頂(1), 竜王山山頂(1), 白滝山山頂, 鳴滝山(1), 大浜崎(2), 白滝山, 奥山山頂, 地藏ヶ鼻, 因島公園, 後山(1), 観音山山頂, 布刈瀬戸, 高見山(3), 阿伏兎山上
野 営 場	大浜崎(1)
水 泳 場	唐船, 岩子島
道 路	
車 道	筆影山登山線(1), 因島公園線(1), 後山阿伏兎線(1), 観音山登山線(1), 高見山登山線(1)
自 転 車 道	布刈瀬戸線
歩 道	黒滝白滝登山線, 鳴滝鉢ヶ峰線, 鳴滝城趾線, 白滝山登山線, 青影山奥山線, 因島公園線, 後山線, 阿伏兎線, 観音山登山線(1), 八丈岩線
運 輸 施 設	
係 留 施 設	唐船

(2) 管理方針

白滝山、筆影山、竜王山、鳴滝山、後山といった本土側展望地、また因島公園、奥山、青影山、白滝山、観音山、高見山といった島しょ部の展望地は、瀬戸内海の重要な景観のひとつである多島海景観の展望地として整備を図る。通景線の伐開は、風致上の支障がない範囲内で積極的に行う。また、これらの山々は、海からの景観上重要でもあるので、山の斜面、稜線上での大規模な開発は極力抑制する。

本四架橋尾道・今治ルートのうち広島県にかかる部分は、多々羅大橋のみが手続き未了であるので今後十分調整を図る。また、将来全線開通時には、周辺地域において適正な公園利用が行われるよう関係機関と十分調整を図る。

鞆沖の島しょ部は走島の一部を除き集団施設地区か特別地域に指定されており、瀬戸内海に浮かぶ小島の景観として保全する。

2. 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないように以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア. 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ. 屋根の色彩 こげ茶色、黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。 ウ. 壁面の色彩茶系統もしくはグレー系、ベージュ系統色とする。 ② 修景緑化 第7-(2)修景緑化指針による。
(2) 道路	主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないように、次のとお

行為の種類	取 扱 方 針
(3) 電柱, 鉄塔, アンテナ	<p>り取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお、緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又はそれに模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理</p> <p>工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p> <p>新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱</p> <p>ア. 色彩</p> <p>建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上とする。</p> <p>イ. 共架</p>

行為の種類	取 扱 方 針
<p>(4) 砂防・治山施設</p> <p>(5) 海岸保全施設 防波堤等</p>	<p>原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>ウ. 地下埋設 景観保護上重要な場所の新設については地下埋設を行う。</p> <p>エ. 広告物 営業広告物は認めない。</p> <p>② 鉄塔, アンテナ 新設の場合灰色又はこげ茶色を原則とする。航空障害対策は、極力塗色ではなく、標識灯の設置によることとする。 既存のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。 新設の場合は、事前にその必要性、景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。 事前に必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行い風致上の支障の軽減を図る。</p>
<p>2. 木竹の伐採</p>	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同(国有林の取扱い)（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、別記保全対象（P50）周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。</p>
<p>3. 広告物の設置</p>	<p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して違反野立広告物の追放を図るほか、営業表示、誘導標識等の取扱いを以下のとおりとする。</p> <p>① 施設敷地内において施設名、営業内容等を表示する広告物</p> <p>ア. 表示面積 2㎡以内とする。</p> <p>イ. 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ. 色彩</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>地は茶色系，文字は白色を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>② 誘導標識・地区案内板</p> <p>ア．表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は，極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下，合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。</p> <p>イ．高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ．色彩 誘導標識の地色はこげ茶色，文字は白を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光，点滅を伴わず白色系の光とする。</p> <p>オ．標準仕様 地区案内板，道標及び誘導標識については，別途仕様の定められている歩道等にかかるものを除き，別記仕様（P57）を標準とする。</p> <p>③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積，高さ，色彩，照明については，①，②に準ずるものとし，風致上支障のないよう配慮する。 また，道路沿に乱立する営業用ののぼり，簡易看板等を排除する。</p>
4. 水面の埋立	<p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は，瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため，適正な保護を図るため，水面の埋立については，次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域地先水面の埋立</p> <p>ア．原則的に許可しないものとする。ただし，次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(ア) 地域住民の生活上必要なもの及び農業，漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(イ) 既に人工海岸，半自然海岸になっていて，その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>(ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ. 予め十分な環境影響調査を実施する。</p> <p>ウ. 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」（P59）のとおりとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
<p>1. 宿 舎</p> <p>(1) 因島公園宿舎</p> <p>(2) 高見山宿舎</p> <p>(3) 観音崎宿舎</p>	<p>① 基本方針</p> <p>宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア. 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込みのあるもの。</p> <p>イ. 通年営業を行なうもの。</p> <p>ウ. 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>エ. 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>② 位置</p> <p>急傾斜地での落石、土砂崩れ等がないよう十分考慮した位置とする。</p> <p>③ 規模</p> <p>施設の規模については風致景観に与える影響が少なく、かつ利用上適正な規模とする。</p> <p>④ 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で陸屋根になる場合はパラペットを設ける。なお現在勾配屋根でない建築物については、改築等に際し勾配屋根にするかパラペットの設置を指導する。</p> <p>⑤ 色彩</p> <p>屋根あるいはパラペットについては、こげ茶色か黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。外壁については、茶系色またはグレー系、ベージュ系等自然と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>⑥ 修景緑化</p>

事業の種類	取 扱 方 針
	第7-(2)修景緑化指針による。
<p>2. 園地</p> <p>(1) 鉢ヶ峰園地</p> <p>(2) 筆影山山頂園地</p> <p>(3) 竜王山山頂園地</p> <p>(4) 白滝山山頂園地</p> <p>(5) 鳴滝山園地</p> <p>(6) 大浜崎園地</p> <p>(7) 白滝山園地</p> <p>(8) 奥山山頂園地</p> <p>(9) 地蔵ヶ鼻園地</p> <p>(10) 因島公園園地</p> <p>(11) 後山園地</p> <p>(12) 観音山山頂園地</p> <p>(13) 布刈瀬戸園地</p> <p>(14) 高見山園地</p> <p>(15) 阿伏兎山上園地</p>	<p>① 基本方針</p> <p>海浜、樹林地、展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。</p> <p>自然を理解させ、利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等を適切に配置する。</p> <p>施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止をPRして、ゴミの持ち帰り運動を推進する。</p> <p>また、園路、広場等の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施する。</p>
<p>3. 野営場</p> <p>大浜崎野営場</p>	<p>基本方針</p> <p>因島大橋のもとにある当野営場は、近隣地域の住民を対象とした野外活動の場として整備する。周辺の公園事業施設と一体となった利用が図られるよう、管理運営を行っていく。</p>
<p>4. 道路(車道)</p> <p>(1) 筆影山登山線</p> <p>(2) 因島公園線</p> <p>(3) 後山阿伏兎線</p> <p>(4) 観音山登山線</p> <p>(5) 高見山登山線</p>	<p>主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないよう、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えない。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁 主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又は自然石に模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土 残土は、極力生じないように計画するものとするが、やむを得ず生じる場合は、原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理 工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p>

(3) 集団施設地区取扱方針

仙酔島集団施設地区

ア. 事業執行概要

地割及び基盤施設	事業名	事業執行者	執行内容
宿泊施設区	仙酔島宿舎	福山市・民間	宿舎
野営施設区	仙酔島園地	広島県	園地、便所等
水辺利用区	仙酔島係留施設	広島県	棧橋
休養園地区	仙酔島園地	環境庁直轄	歩道
自然探勝区			

イ. 取扱方針

当集団施設地区は、古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦に散在する島々からなる地区で、海水浴や自然探勝といった健全な野外レクリエーション利用を行うことのできる地区として整備する。一部私有地を含んでいるものの大部分は国、公有地であるので、今後とも公園計画にそつた施設整備を図る。国民宿舎については、ビジターセンター的機能をもたせる等、再整備を検討する。

なお、整備にあたっては、特異な地形、地質、動植物の保護には十分注意する。

3. 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地域開発と利用のあり方について

ア. 各種リゾート開発との調整

当管理計画区の中でも、島しょ部を含む海域部分の公園区域は、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）にかかる特定地域と重複している。国立公園特別地域内に重点整備地区は予定されていないものの、様々な種類の海洋リゾート施設が海面普通地域にかかってくるのが予想される。

従来からの利用形態である舟遊、展望、釣り、海水浴といったものに加えてマリンスポーツ、野外レクリエーションといった利用形態の増加が予想され、滞在拠点の整備の必要性は認められる。しかしながら、本来良好な自然環境があってこそリゾートは成立すると考えられるので、自然環境の保全に留意し、国立公園の利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け、公園計画、審査指針及び当該管理計画の範囲で、これらの開発整備と調整を図る。

イ. 本四架橋尾道・今治ルートとの関連

将来、本四架橋尾道・今治ルートの完成に際しては、様々な開発が同ルート沿いに進むことが十分予想されるので、風致景観への影響を考慮し適正かつ快適な公園利用が損なわれることのないよう慎重に対処する。

(2) 一般公共事業との調整

一般公共事業については、前年度中に行なわれる公共事業の事前調整でその概要を把握し、特に必要があると考えられるものは、できるだけ早い時期より関係機関との調整を図る。

その他、年度途中において計画される事業にあっても、できるだけ早い時期に調整が図られるよう関係機関を指導する。

なお、本四架橋尾道・今治ルートの取扱いについては、今後とも関連施設や利用形態の変化が、自然環境や風致景観に与える影響を検討し、慎重に対応する。

第5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産管理

ア. 宮島

宮島にある国有財産は、包ヶ浦集団施設地区と宮島地区大元公園の2か所に分散している。これらの施設全体の管理については、地元宮島町の協力を得て適切に行う。また、宮島地区の中で管理事務所については、今後国立公園清掃管理センターとして活用する。

(ア) 土地

包ヶ浦地区 28,046.81

宮島地区 3,959.80

(イ) 建物

包ヶ浦地区 休憩所 1棟 128㎡

炊事棟 2棟 158㎡

便所 2棟 115㎡

管理棟 1棟 69㎡

宮島地区 休憩所 1棟 67㎡

管理事務所 1棟 9㎡

便所 1棟 172㎡

イ. 大久野島

大久野島の国有財産は旧陸軍所有の財産を昭和35年に大蔵省より所管換を受け、引継いだものが大部分である。昭和35年に集団施設地区として開設して以来、各施設を整備充実してきているが、旧施設を模様替等の改良を加えて使用しているものについては、老朽化が目立っている。管理については、宿舎事業を執行している大久野島国民休暇村の協力を得て適切に行う。

(ア) 土地 710,001.17㎡

(イ) 建物 休憩所 8棟 1,338㎡

炊事棟 4棟 91㎡

便所 11棟 222㎡

その他倉庫等 19棟 3,917㎡

ウ. 仙酔島

仙酔島は同島の9割を環境庁所管地で占めている。平坦地が少なく山林が主で歩道及び案内標識等が主たる施設である。近年松くい虫による被害が著しいので、景観を維持するため被害木の伐倒駆除等に努める。

(ア) 土地 841,751.57㎡

(イ) 建	物	休 憩 所	1 棟	16㎡
		便 所	1 棟	16㎡

(2) 交付公債制度による民有地買上げ地の管理

広島県地域で該当するものは、宮島町米ヶ浦（0.22ha）である。風致景観上重要な場所にあるので、景観保護地として適正な管理を図る。

(3) 公共公園事業施設の管理

公園利用施設が老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことがないよう、また利用者の安全が確保され、かつ快適な利用が行われるよう、施設管理者は定期的に施設の点検を実施し、必要な方策を講じる。

第6. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説活動等

広島県地域においては、従来から宮島、大久野島、仙酔島等でハイキング利用と共に自然観察会や自然体験キャンプが行われているが、今後ともこれらの充実を関係機関と協議の上図っていく。

ア. 宮島

夏休み中、民間会社や宮島水族館の主催で主に家族連れを対象とした自然観察会を実施している。今のところ当方とのかかわりが無いので今後は関係行政機関と協議の上プログラムの多様化を図る。

イ. 大久野島

夏休み中、国民休暇村が中心になって「自然体験キャンプ」を実施している。近年は毎年のように参加する家族連がみられるなど関心が高まりつつあるので、プログラムの内容を検討し、より一層の充実を図る。

ウ. 仙酔島

従来春と秋の年2回、福山市と当管理事務所の共催で自然観察会を実施しており、参加者も多く好評である。今後ともプログラムの充実を図る。

エ. その他

上記以外の地域では、継続的な自然解説活動は見られないが、今後は関係団体、行政機関の協力を得ながら拠点づくりを図る。

また既に活動を行っている地域においても、その地域の自然をまとめた小冊子を充実させるなど、利用者が気軽に自然に親しめる施策を講じる。

(2) ビジターセンター

広島県地域には、国立公園内に自然のしくみや自然と人間のかかわりを分かりやすく紹介するビジターセンターが存在しない。宮島、大久野島、仙酔島等候補地はいくつかあるので、今後は関係行政機関や団体と協議しながらその設置と十分な運用、維持管理方策を検討する。

(3) 利用者の誘導、規制

広島県地域には、宮島、大久野島、仙酔島等島しょ部が利用拠点となっている場合が多く、小さい島では自動車での利用が混乱を招きかねない。したがって車の乗り入れに関しては、地域の実情に鑑み関係行政機関等と協議しながら、利用の快適性を損なわないよう十分配慮する。

第7. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

広島県地域の清掃活動事業は、宮島を美しくする会が清掃補助団体となり宮島の清掃にあたって
いるものの、広範囲に分散している公園区域を網羅しているわけではない。また、事業予算が定額
化されていることもあって、全体として清掃活動をより一層効率よく実施する必要がある。した
がって、今後は宮島以外の地域でも清掃団体の育成を図るとともに、次の点に留意してゴミの処理
や清掃の方法の改善を進める。

ア. くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものと
する。

イ. 普及啓蒙

清掃登山、クリーンハイキング等を実施し、市民に清掃活動への参加を呼び掛けるとともにゴ
ミ持ち帰り運動の普及啓蒙を図る。

ウ. 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請する。

エ. 海洋の汚染防止

釣客によるゴミの散乱、また海へのゴミ投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感
を与える行為が後をたたないので、ゴミ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等
について関係機関と協議する。

(2) 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致、景観を損なうことがないように以下の点に留意
のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

ア. 支障木の移植

工事にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる
場合には、極力これを移植するものとする。

イ. 裸地の緑化

工事に伴いやむをえず生じた裸地や、現在裸地になっている場所については、土地利用上、ま
た防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

ウ. 緑化に使用する草本類

急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノンバ、ヨモギ、ススキ等の郷土産
の種類によるものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類による
ものとする。

エ. 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽，工事跡地の修景植栽等においては別記「修景緑化樹種一覧」（P63）を参考とし，出来るだけ郷土産の種類による緑化を行うよう行為者を指導していく。

(3) その他

みかん園の廃園跡地は，風致の保護上また防災上，速やかに緑化されるよう指導する。

第8. 各種団体の指導，育成に関する事項

(1) 瀬戸内海国立公園等連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては，国立公園管理事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため，次頁記載の設置要領により，瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県及び瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

同様の方針のもと，瀬戸内海国立公園の一部地域においては，瀬戸内海国立公園管理事務所，関係県及び関係市町村による地域連絡会議が設置され，地域レベルでの行政機関間の意志疎通に効果を上げている。これに鑑み，広島県地域においても，地域連絡会議の設置を検討する。

(2) 宮島を美しくする会

広島県の清掃補助団体である当会は，宮島町が中心となって運営されており，大元公園から紅葉谷公園にかけて清掃活動を行っている。今後とも国，県，町及び当会が協力して美化清掃活動，美化思想の普及啓蒙を行う。

(3) 包ヶ浦野営場運営協議会

包ヶ浦野営場の円滑な運営を図ることを目的に，瀬戸内海国立公園管理事務所，広島県，宮島町が構成している。当協議会においては野営場のみならず，包ヶ浦集団施設地区全体の管理，整備方針を検討する。

(4) 鞆地区国立公園整備促進協議会

仙酔島，後山等の施設の管理・整備方針を検討することを目的に，瀬戸内海国立公園管理事務所，広島県，福山市が構成している。今後自然観察会等のソフト面についても検討する。

瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領

瀬戸内海国立公園管理事務所

1. 目 的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実に図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

2. 構 成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

3. 会 議

- (1) 会議は、管理事務所長が招集し、毎年1回4月に開催する。
- (2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。
 - ア. 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項
 - イ. 国立公園計画及び事業決定等に関する事項
 - ウ. 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項
 - エ. 風致景観の管理に関する事項
 - オ. 公共事業等の取扱いに関する事項
 - カ. 美化清掃活動の推進に関する事項
 - キ. 自然学習等野外活動の推進に関する事項
 - ク. その他この会議の目的を達成するために必要な事項

4. 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5. 経 費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

第9. そ の 他

以上各項目にしたがって管理の方針を述べてきたが、そのほか次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- (1) 許認可手続きの迅速化と、問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 自然公園法の規制を分かり易く解説した広報パンフレットの作成を、必要に応じ検討するとともに、関係市町村の広報紙への協力を依頼する。

[参 考 資 料]

1. 保 全 対 象	50
2. 「特定地域における特定行為の認定」一覧	53
3. 誘導標識，地区案内板等標準仕様	57
4. 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立取扱い上の留意事項	59
5. 修景緑化樹種一覧	63
6. 関係法令等一覧	69
7. 許認可申請書進達ルート	72

1. 保 全 対 象

広島県地域において保全を要する代表的なものとしては、次に示す特定植物群落と考えられる。しかし、これらはいくまでも一つの目安に過ぎないので、当然この特定植物群落以外にも、これと同等またはこれ以上の価値を有するものを保全していく必要がある。

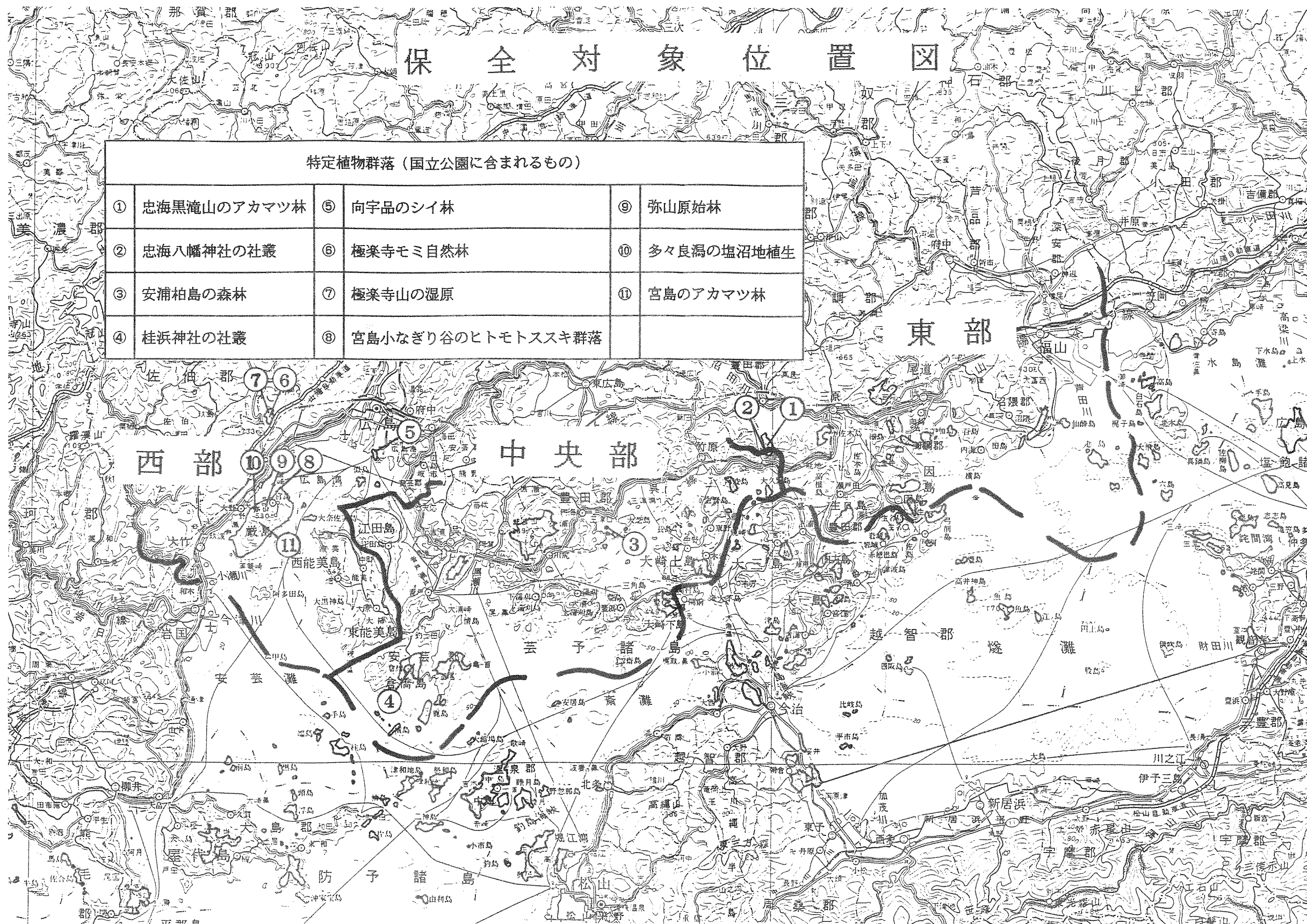
特定植物群落一覧（国立公園に含まれるもの）

- (1) 忠海黒滝山のアカマツ林
- (2) 忠海八幡神社の社叢
- (3) 安浦柏島の森林
- (4) 桂浜神社の社叢
- (5) 向宇品のシイ林
- (6) 極楽寺モミ自然林
- (7) 極楽寺山の湿原
- (8) 宮島小なぎり谷のヒトモトススキ群落
- (9) 弥山原始林
- (10) 多々良瀨の塩沼地植生
- (11) 宮島のアカマツ林

保全対象位置図

特定植物群落（国立公園に含まれるもの）

① 忠海黒滝山のアカマツ林	⑤ 向宇品のシイ林	⑨ 弥山原始林
② 忠海八幡神社の社叢	⑥ 極楽寺モミ自然林	⑩ 多々良湯の塩沼地植生
③ 安浦柏島の森林	⑦ 極楽寺山の湿原	⑪ 宮島のアカマツ林
④ 桂浜神社の社叢	⑧ 宮島小なぎり谷のヒトモトスキ群落	



られる。し
これと同等

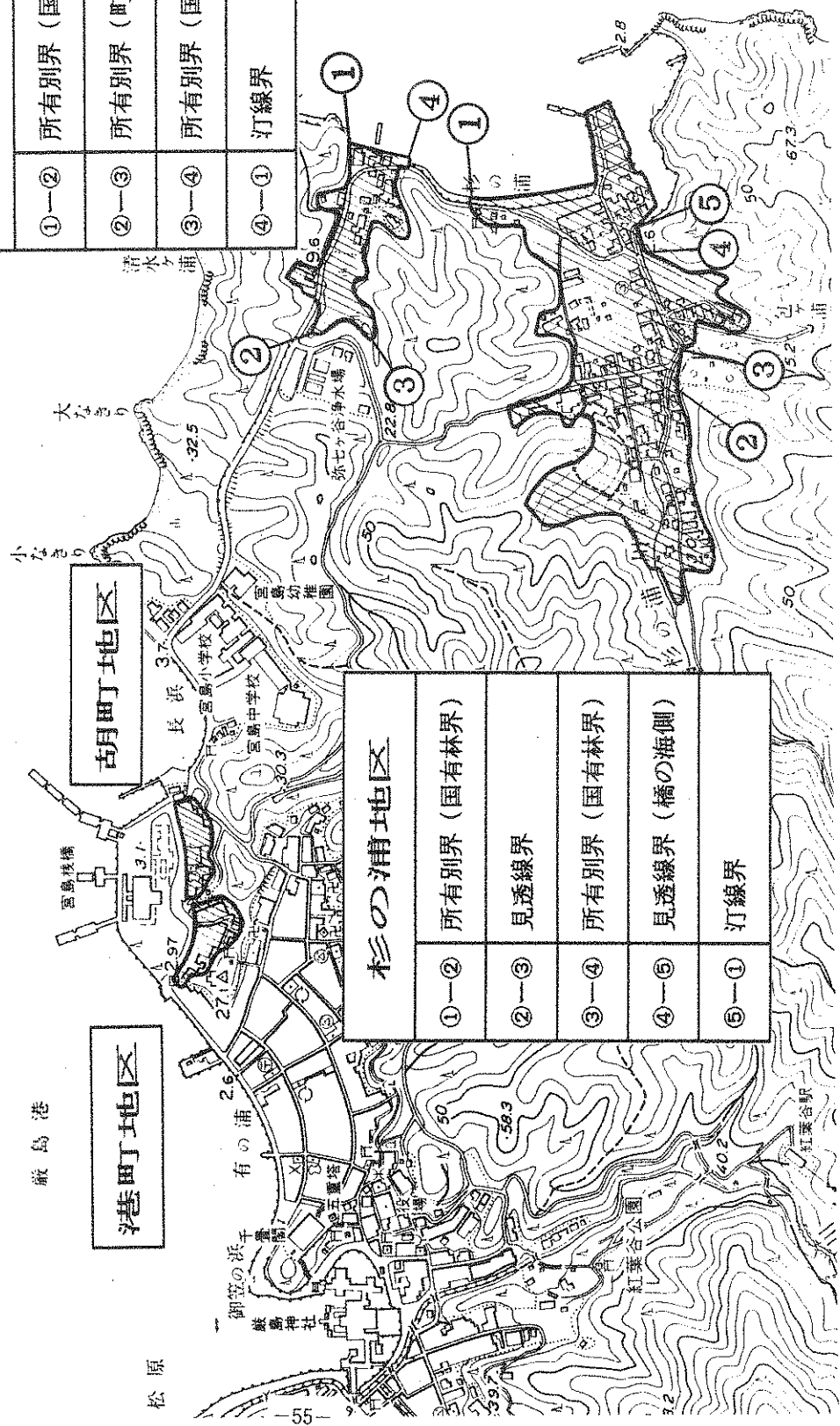
2. 「特定地域における特定行為の認定」一覧

特定地域	特定行為
1. 宮島町港町地区 昭和51年9月4日付 環自保第293号	(1) 審査指針第1・1・ニ・(4)のアを次のとおり読み替える。 建築物の高さが13メートル（高さが現に13メートルをこえる建築物の改築又は増築にあっては既存建築物の高さ）をこえないものであること。 (2) 審査指針第1・1・ニ・(4)のイからキまでを要件としない。 (3) 審査指針第1・1・ニ・(5)のイからオまでを要件としない。
2. 宮島町胡町地区 昭和52年2月21日付 環自保第2号	(1) 審査指針第1・1・ニ・(4)のアを次のとおり読み替える。 建築物の高さが13メートル（高さが現に13メートルをこえる建築物の改築又は増築にあっては既存建築物の高さ）をこえないものであること。 (2) 審査指針第1・1・ニ・(4)のイからキまでを要件としない。 (3) 審査指針第1・1・ニ・(5)のイからオまでを要件としない。
3. 宮島町杉の浦地区 昭和56年2月21日付 環自保第16号	(1) 審査指針第1・1・ニ・(2)のア中「13メートル」とあるのは「15メートル」と読み替える。 (2) 審査指針第1・1・ニ・(4)のアを次のとおり読み替える。 建築物の高さが15メートル（高さが現に15メートルをこえる建築物の改築又は増築にあっては既存建築物の高さ）をこえないものであること。 (3) 審査指針第1・1・ニ・(4)の中イ及びエからカまでを要件としない。 (4) 審査指針第1・1・ニ・(4)のウを次のとおり読み替える。 敷地が明らかにされており、かつ、総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。以下同じ。）及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合がそれぞれ40パーセント以下、120パーセント以下であること。 (5) 審査指針第1・1・ニ・(5)のア中「13メートル」とあるのは「15メートル」と読み替える。 (6) 審査指針第1・1・ニ・(5)のイを次のとおり読み替える。 敷地が明らかにされており、かつ、総建築面積及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ40パーセント以下、120パーセント以下であること。 (7) 審査指針第1・1・ニ・(5)のウ及びエを要件としない。 (8) 審査指針第1・4・ニのアを要件としない。

特 定 地 域	特 定 行 為
<p>4. 宮島町 弥七ヶ谷の一部 昭和60年4月17日付 環自保第101号</p>	<p>(1) 審査指針第1・1・一・(ア)及び第1・5・一・(ア)の「特別保護地区、海中公園地区又は第1種特別地域」を「特別保護地区又は海中公園地区」と読み替える。</p> <p>(2) 第1・1・二・(2)・ア中「13メートル」とあるのは「15メートル」と読み替える。</p> <p>(3) 第1・1・二・(4)・アを次のとおり読み替える。 建築物の高さが15メートル（高さが現に15メートルをこえる建築物の改築又は増築にあっては、既存建築物の高さ）をこえないものであること。</p> <p>(4) 第1・1・二・(4)中イ及びエからカまでを要件としない。</p> <p>(5) 第1・1・二・(4)・ウを次のとおり読み替える。 敷地が明らかにされており、かつ、総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。以下同じ。）及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合がそれぞれ40パーセント以下、120パーセント以下であること。</p> <p>(6) 第1・1・二・(5)・ア中「13メートル」とあるのは「15メートル」と読み替える。</p> <p>(7) 第1・1・二・(5)・イを次のとおり読み替える。 敷地が明らかにされており、かつ、総建築面積及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ40パーセント以下、120パーセント以下であること。</p> <p>(8) 第1・1・二・(5)中ウ及びエを要件としない。</p>

「特定地域における特定行為の認定」地区位置図

弥七ヶ谷地区	
①-②	所有別界 (国有林界)
②-③	所有別界 (町有地界)
③-④	所有別界 (国有林界)
④-①	汀線界



港町地区

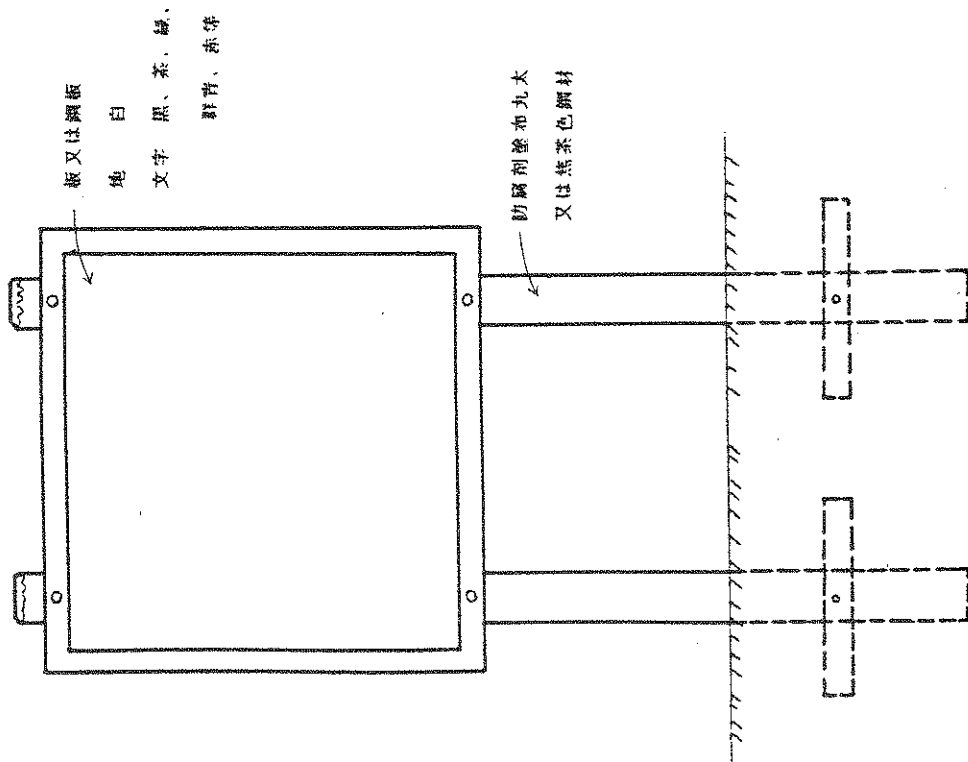
胡町地区

杉の浦地区	
①-②	所有別界 (国有林界)
②-③	見透線界
③-④	所有別界 (国有林界)
④-⑤	見透線界 (橋の海側)
⑤-①	汀線界

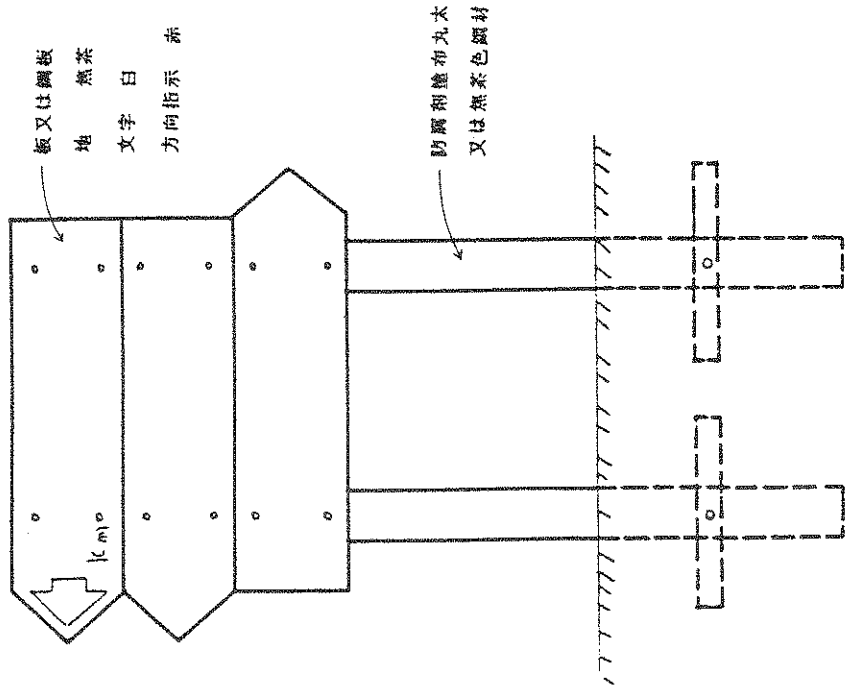
松原

3. 誘導標識，地区案内板等標準仕様

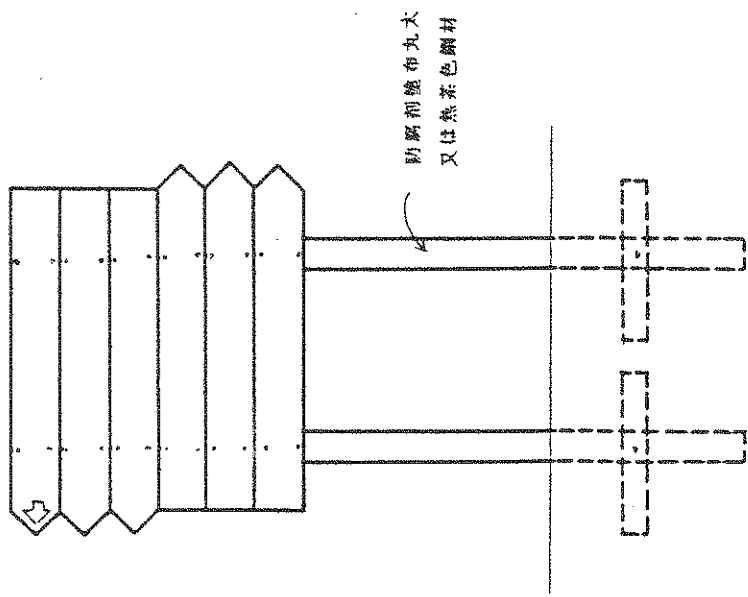
地区案内板



道標



誘導標識



4. 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立については、以下の各事項に留意して取扱うものとする。

1. 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア. 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ. 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ. 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ. 災害防止のため埋立以外に方法がないもの。

2. 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ア. 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
 - イ. 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3. 環境・風景の保全に関する事項

- (1) 埋立の規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立による潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周囲の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4. そ の 他

次頁記載の「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日 瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

瀬戸内海環境保全臨時措置法第十三条第一項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について

(抜 粋)

(昭和四十九・五・九) 瀬戸内海環境保全審議会答申

昭和四十八年十二月二十四日付け諮問第一号をもつて諮問された埋立ての規定の運用についての基本的な方針については、別紙のとおりとりまとめたので答申する。

なお、当審議会としては、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため瀬戸内海環境保全臨時措置法が全会一致の議員立法として制定された経緯にもかんがみ、瀬戸内海における埋立ては敢に抑制すべきであると考えており、やむを得ず認める場合においてもこの観点にたつて別紙の基本方針が運用されるべきであると考えていることをこの際特に強調しておくものである。

また、当審議会としては別紙の内容を具体的なものとするため引続き調査審議を行うこととしているので今後の瀬戸内海における埋立てについての免許又は承認に関する処分の状況について報告するよう要望する。

附 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域(その周辺を含む)

(2) 瀬戸内海漁業取締規則による漁場等ひき網漁業

瀬戸内海環境保全臨時措置法第十三条第一項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針

瀬戸内海がわが国のみならず、世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという特殊性を有することにかんがみ、瀬戸内海の環境保全に関する基本計画が策定されるまでの間、瀬戸内海における埋立ては、すでに悪化せる瀬戸内海の環境に影響を及ぼすものであるという認識に立ち、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため、瀬戸内海における公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認にあつては、左記事項を十分配慮すること。

記

1 次の各項目毎に十分配慮されたものであることを確認すること。

- (1) 海域環境保全上の見地
 - (イ) 海面の消滅及び自然海岸線の変更による海水の自浄能力の低下がもたらす周辺海域の水質への影響の度合が軽微であること。
 - (ロ) 埋立地からの排水(流出水・浸出水を含む)によつて、COD汚濁負荷量の目標値をこえることにならないこと。
 - (ハ) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
 - (ニ) 埋立工事に伴うにこり等の周辺海域への拡散等による水質の悪化の度合を軽微にする工法が

とられていること。

(2) 自然環境保全上の見地

- (イ) 埋立て、埋立地の用途及び埋立工事による自然環境(生物生態系、自然景観及び文化財を含む)への影響の度合が軽微であること。
 - (ロ) 埋立てそのものの海水浴場等の利用に与える影響が軽微であること。
 - (3) 水産資源保全上の見地
 - (イ) 埋立てにより消滅する海面及びその周辺海域における水産資源及びその利用に与える影響が軽微であること。
 - (ロ) 埋立地からの排水(流出水・浸出水を含む)による水産資源への影響が軽微であること。
 - (ハ) 埋立工事に伴う汚染の拡散が、水産資源及びその利用に与える影響の度合を軽微にする工法がとられていること。特に有害水底土砂の浚渫又は封じ込めに係る埋立ての場合は埋立工事の拡散を防止する工法がとられていること。
- 2 次の(1)に示す区域での埋立ては極力さげ、(2)に示す区域での埋立てはこれに準じて十分配慮すること。
- (1) (イ) 水産資源保護法による保護水面(その周辺を含む)
 - (ロ) 自然公園法による特別保護地区(その周辺を含む)、特別地域(その周辺を含む)及び海中公園地区
 - (ハ) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域(その周辺を含む)、特別地区(その周辺を含む)及び海中特別地区
 - (ニ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による特別保護地区

ち広島県側及び広島湾

田東重岩灯標から山口県玖珂郡大島町瀬戸山鼻に至る陸岸の地先海域

(4) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域(その周辺を含む)

(2) 瀬戸内海漁業取締規則による藻場等ひき網漁業禁止区域

※注 沿岸漁場整備開港法(案)が成立した場合には、同法による育成水面は、本項に準じて取り扱うこととする。

3 次の海域については、次に示している留意事項に適合しない埋立ては、できるだけさけるように配慮すること。

海	域	留意事項
大阪湾奥部	(大阪府泉南郡阪南町男里川河口左岸から兵庫県神戸市須磨区妙法寺川河口右岸に至る陸岸の地先海域)	公害防止・環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設け置かないもの、汚濁負荷量の小さいもの
播磨灘北部	(兵庫県江井島港西防波堤灯台から岡山県玉野市沼灰山出崎突端に至る陸岸の地先海域)	同上
播磨灘中央部のうち香川県側	(香川県大川郡志度町馬ヶ鼻突端から香川県高松市郷東町香東川河口左岸に至る陸岸の地先海域)	同上
水島灘	(岡山県倉敷市下津井西ノ鼻突端から広島県阿伏兔灯台に至る陸岸の地先海域)	同上
宍粟灘のうち愛媛県側	(愛媛県川之江市川之江町余木余木崎から、愛媛県越智郡波方町大角鼻突端に至る陸岸の地先海域)	同上
安芸灘のうち	(広島県呉市仁方町戸	同上

ち広島県側
及び広島湾
田東直岩灯標から山口
鼻に至る陸岸の地先海
域)

※1 前表の海域欄の区域は、汚濁度、滞留度及びCOD汚濁負荷流入量の総合的評価が平均をこえる区域であり(別表1参照)、その区分は別図1のとおりとする。ただしこれらの海域及びその他の海域においても、汚濁度、滞留度及びCOD汚濁負荷流入量が当該海域全体の平均的な特性と著しく異なる特性をもつ地区においては、実情に応じた配慮をすること。

(別表1(略))

※2 響灘については、滞留度指数が判明した段階で当該指数と汚濁度及びCOD汚濁負荷流入量の指数の総合評価が総合指数の平均である三〇〇をこえることになれば、前表の海域に含まれることとする。

4 面積の極めて小さい埋立て(一ha程度)については、1、2の適用に当たつて当該埋立てが小規模であることを勘案しうるものとする。

5. 修景緑化樹種一覽

[高木] - 1

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
カヤ	遅い	中	○	20			
イヌマキ	遅い	湿	○	15			
ナギ	遅い	中	○	15	○		
イヌガヤ	遅い	中	○	5			
モミ	速い	乾	○	30			
ツガ	遅い	中	○	30			
アカマツ	速い	乾	○	30			
クロマツ	速い	乾	○	30			
スギ	速い	湿	○	40			
ヒノキ	速い	中	○	40			
イブキ	遅い	乾	○	15			
ネズミサシ	遅い	乾	○	5			
アカメヤナギ	速い	湿	○	5	若芽	別名マルバヤナギ	
キヌヤナギ	速い	湿	○	6			
ヤマモモ	遅い	乾	○	10			
オオバヤシ	速い	乾	○	10	○		
ヒメヤシ	速い	乾	○	7	○		
ケヤマハンノキ	速い	乾・湿	○	17	○		
アラカシ	遅い	中	○	15			
シラカシ	速い	中	○	20			
ツクバネガシ	速い	中	○	20			
シリブカガシ	速い	中	○	15			
ウバメガシ	遅い	乾	○	10			
コナラ	速い	乾	○	10		黄葉	
アベマキ	速い	乾	○	15		黄葉	
クヌギ	速い	中	○	30		黄葉	
シイノキ	遅い	中	○	30	○		
ムクノキ	遅い	中	○	20			

[高木] - 2

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
エノキ	速い	湿	○	20			
アキニレ	遅い	湿	○	15			
ケヤキ	速い	中	○	30			
ホオノキ	速い	湿	○	20	○	黄葉	
タムシバ	速い	中	○	10	○	黄葉	
オガタマノキ	遅い	中	○	20	○		
クスノキ	普通	中	○	30			
ヤブニッケイ	遅い	中	○	15			
タブノキ	速い	湿	○	15			
イスノキ	遅い	乾	○	20			
ザイフリボク	速い	中	○	10	○	黄葉	
ヤマザクラ	速い	湿	○	25	○	若芽	
ネムノキ	速い	湿	○	10	○		
センダングサ	速い	中	○	20	○	黄葉	
ヒメユズリハ	遅い	中	○	10			
アカメガシワ	速い	中	○	10		黄葉	
ハゼノキ	速い	中	○	10		○	
モチノキ	遅い	中	○	8			果実 赤
クロガネモチ	遅い	中	○	15			果実 赤
タラヨウ	速い	中	○	10			果実 赤
ソヨゴ	遅い	中	○	10			果実 赤
カナクギノキ	速い	乾	○	10	○	黄葉	果実 赤
イロハモミジ	速い	乾・湿	○	10		○	
オオモミジ	速い	乾・湿	○	10		○	
ツバキ	遅い	中	○	10	○		
サカキ	遅い	中	○	10			
モッコク	遅い	湿	○	7			
カクレミノ	速い	湿	○	10			
ミズキ	速い	湿	○	10			
タマミズキ	速い	湿	○	10			果実 赤

[高木] - 3

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
クマノミズキ	速い	湿	○	10			
エゴノキ	速い	湿	○	10	○		果実(白・褐色)
マルバアオダモ	速い	乾	○	10	○		
マダケ	速い	中	○	20			
モウソウチク	速い	中	○	20			
シユロ	遅い	中	○	5	○		
ウラジロノキ	速い	乾	○	20	○		果実 赤
アズキナシ	速い	乾	○	10	○		果実 赤
ハネミヌエンジュ	遅い	中	○	15	○		
ナナミノキ	遅い	湿	○	20			果実 赤
ホルトノキ	遅い	中	○	20			
コバンモチ	遅い	中	○	20			
クロキ	速い	中	○	15			
クロバイ	遅い	中	○	15			
マテバシイ	速い	中	○	10			
イチイガシ	遅い	湿	○	20			
カゴノキ	遅い	中	○	15			果実 赤
ヤマボウシ	速い	湿	○	10	○		

[低木] - 1

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
ハイビクシ	速い	乾	○	0.5			
ナンテン		中	○	2.0	○	○	果実 赤
シキミ		湿	○	3.0	○		
ウツギ		中	○	2.0	○		
マルバウツギ		乾	○	1.5	○		
トベラ	速い	乾・湿	○	3.0	○		
コウヤミズキ		湿	○	2.0	○	黄葉	
ヒュウガミズキ		中	○	1.5	○	黄葉	
トサミズキ		中	○	3.0	○	黄葉	
マンサク		中	○	5.0	○	黄葉	
ノイバラ		湿	○	2.0	○		
テリハノイバラ		乾	○	1.0	○		
ヤマブキ		湿	○	1.5	○		
シロヤマブキ		乾・中	○	2.0	○		果実 黒
ウラジロイワガサ		乾・湿	○	1.5	○		
ユキヤナギ	速い	中	○	1.0	○		
カナメモチ		中	○	3.0	○	若芽	果実 赤
シャリンバイ	遅い	中	○	2.0	○		果実 黒
ジャケツイバラ		中	○	2.0	○		
マルバハギ		乾	○	1.5	○	黄葉	
ヤマハギ		乾	○	1.5	○	黄葉	
キハギ		乾	○	1.5	○		
カマツカ		湿	○	2.0	○		
イヌツゲ		中	○	1.0			果実 黒
ウメモドキ		中・湿	○	3.0			果実 赤
ニシキギ	速い	中	○	2.0			果実 赤
マサキ	速い	乾・湿	○	3.0			果実 赤黄
マユミ	速い	乾・湿	○	—			果実 赤黄 本来は高木 (8.0m)
サンショウ		中	○	2.0			果実 黒
イヌザンショウ		乾	○	2.5			果実 黒

[低木] - 2

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
ミヤマシキミ		中	○	0.5	○		果実 赤
ツリバナ		湿	○	2.0			果実 赤
ツルウメモドキ		中	○	-			果実 赤黄・蔓性
ツルマサキ	速い	乾・湿	○	-			果実 赤黄・蔓性
イソノキ	速い	乾・湿	○	3.0			果実 赤黄黒
ナツアサドリ	速い	乾	○	3.0	○	黄葉	果実 赤
アキグミ	速い	乾	○	2.0	○		果実 赤
ツルグミ	速い	中	○	-	○		果実 赤・蔓性
マルバグミ	速い	乾	○	3.0			果実 赤
ナワシログミ	遅い	中	○	2.0		○	果実 赤
キブシ	速い	湿	○	2.0	○		
ハマヒサカキ	遅い	中	○	2.0			
チャ	遅い	中	○	1.5	○		
アオキ	速い	湿	○	3.0			果実 赤
ハナイカダ	速い	湿	○	2.0			果実 黒
オカウコギ	速い	中	○	2.0			果実 黒
ヤツデ	速い	湿	○	3.0	○		果実 黒
タラノキ	速い	中	○	4.0	○	黄葉	
ツリガネツツジ	速い	湿	○	2.0	○		
ゲンカイツツジ	速い	乾	○	1.0	○		
シクナゲ	遅い	中	○	6.0	○		
バイカツツジ	速い	湿	○	2.0	○		
ウンゼンツツジ	速い	湿	○	1.5	○		
ビッチュウツツジ	速い	乾	○	2.0	○		
ヤマツツジ	速い	乾	○	1.0	○		
キシツツジ	速い	湿	○	1.0	○		
コバノミツバツツジ	速い	乾	○	4.0	○		
レンミツツジ	速い	中・湿	○	4.0	○		
マンリョウ	速い	中	○	0.5			果実 赤
ヤブコウジ	速い	中	○	0.2			果実 赤

[低木] - 3

樹種	成長速度	水分要求	陽陰	樹高m	花	紅葉	備考
ヒイラギ	遅い	乾	○	4.0			果実 黒
ネズミモチ	速い	湿	○	3.0	○		果実 黒
イボタノキ	遅い	中	○	2.0	○		果実 黒
クサギ	速い	中	○	4.0	○		果実 赤黒
ムラサキシキブ	速い	中	○	1.5			果実 紫
ヤブムラサキ	速い	中	○	1.5			果実 紫
ハマゴウ	遅い	乾	○	1.0	○		蔓性
クちなし	速い	中	○	2.0	○		果実 黄
アリドオシ	遅い	中	○	1.0			
ツクバネウツギ	速い	中	○	2.0	○		
コツクバネウツギ	速い	中	○	2.0	○		
コバノガマズミ	速い	中	○	2.0	○		果実 赤
ミヤマガマズミ	速い	中	○	2.0	○	○	果実 赤
ニワトコ	速い	湿	○	3.0	○		果実 黒
サンゴジュ	速い	中	○	3.0			果実 赤黒
タニウツギ	速い	中	○	3.0	○		
ヤブウツギ	速い	湿	○	3.0	○		
アセビ	遅い	乾	○	2.0	○		
シャシャンボ	遅い	中	○	4.0			果実 青
ヒサカキ	遅い	乾	○	5.0	○		果実 黒

6. 関係法令等一覧（比較的関連してくるもの）

法 令 名	規 制 概 要	受 付 窓 口 (担 当 課)
瀬戸内海環境保全特別措置法 （広島県自然海浜保全地区 条例）	＊排水処理施設の設置規制等 ＊自然海浜保全指定地区における行為の届出等 ・阿多田島長浦地区（大竹市阿多田島長浦） ・佐木大野浦地区（三原市鷺浦町須波） ・七浦地区（豊田郡安浦町安登） ・干汐地区（御調郡向島町向島） ・大串地区（豊田郡大崎町大串） ・長浜地区（竹原市忠海町長浜） ・横山地区（沼隈郡内海町横島） ・大柿長浜地区（佐伯郡大柿町大君） ・梶の鼻地区（因島市鏡浦町鏡ノ浦） ・高根地区（豊田郡瀬戸田町高根） ・百島地区（尾道市百島町小森） ・大附地区（佐伯郡大柿町深江） ・中小島地区（豊田郡安浦町安登） ・箱崎地区（沼隈郡内海町田島） ・ダイビ地区（沼隈郡内海町横島） ・柄鎌瀬戸地区（三原市鷺浦町須波） ・窓ヶ浜地区（安芸郡蒲刈町大浦）	保健所、環境センター 又は広島市 農林事務所
公有水面埋立法	＊公有水面埋立の免許制度 （環境保全への配慮等）	土木（建築）事務所
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	＊特別保護地区における行為制限	農林事務所
文化財保護法 （宮島町文化財保護条例） （宮島町歴史的景観保存条 例） （宮島町鹿の保護に関する	＊現状変更等の制限 [国指定・天然記念物] ・弥山原始林 ・アビ渡来群遊海面 ・スナメリクジラ回遊海面	市町村教育委員会

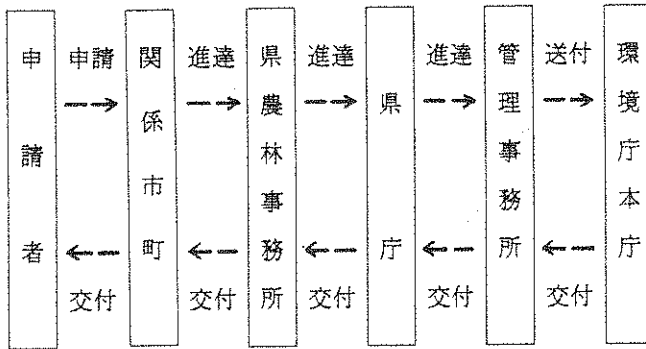
法 令 名	規 制 概 要	受 付 窓 口 (担 当 課)
条例)	・ナメクジウオ生息地 ・忠海八幡神社社叢 [国指定・史跡・名勝] ・鼈島（特別史跡，特別名勝） ・鞆公園（名勝）	
建築基準法	*建築物の規模・形態等の制限	市町村又は土木(建築)事務所
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	*広告物の掲出禁止・制限	市町村又は土木(建築)事務所
都市計画法 (風致地区内における建築等の規制に関する条例)	*市街化・市街化調整区域における建築物等の制限	市町村
森 林 法	*林地開発許可・保安林内行為制限 ・森林計画伐採届出	農林事務所
海 岸 法	*海岸保全区域内の行為等の制限	土木(建築)事務所， 広島港湾振興局，又は 市町村
港 湾 法	*港湾区域内の行為等の制限	〃
漁 港 法	*漁港区域内の行為等の制限	土木(建築)事務所， 又は広島港湾振興局
道 路 法	*道路の占用等の制限	土木(建築)事務所
農 地 法	*農地の用途変更	市町村農業委員会
宅地造成等規制法	*宅地造成による土地形質変更	市町村
国土利用計画法 (土地開発指導要綱)	*1ha以上の土地の開発行為	〃
採 石 法	*採石業に関する制限	土木(建築)事務所
鉱 業 法	*鉱業権設定・制限	中国通産局
温 泉 法	*掘削・動力装置設置許可	保健所
水 道 法	*自家用水道等(100人以上)の水質・施設基準	保健所又は広島市，呉市
水質汚濁防止法	*排水処理に関する規制	保健所，環境センター

法 令 名	規 制 概 要	受 付 窓 口 (担 当 課)
		又は広島市
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	*一般・産業廃棄物の処理施設の設置	保健所又は広島市、呉市
旅館業法	*新改増築等に伴う営業許可	保健所
消 防 法	*消防設備・危険物貯蔵取扱等の規制	消防本部又は市町村
食品衛生法	*旅館・一般飲食営業許可	保健所

7. 許認可申請書進達ルート

(1) 長官権限（所長専決は管理事務所まで）

*本庁決裁5部・所長専決4部提出



(2) 県知事権限（所長委任は農林事務所まで）

*3部提出（農林事務所長委任2部）

